

受 理 番 号	陳情第 3 3 号
件 名	児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて
要 旨	異常な物価高騰が続く中、女性の失業や世帯の収入が激減している家庭の児童生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する生徒・学生も増えている。節約のために毎月の生活必需品である生理用品を購入することができずに、「交換の回数を控える」、「トイレットペーパーを代用する」などの「生理の貧困」の実態が報道され、世界中で大きな問題になっている。 2013年に国際NGOであるWASHユニテッドが、全ての人の月経衛生、健康を促進するため、「社会の意識を変え、月経衛生を政治の優先課題に！5/28は国際経血衛生デー」と提唱し、生理用品を非課税にし、公共施設や学校トイレの個室に設置するなど、世界で取組が進んでいる。 女性たちの切実な声に、日本でも国会で取り上げられ、内閣府が「各省庁との連携を行う」と表明し、文科省も「学校の保健室以外にも生理用品の配備も可とし、配布した生理用品の返却を求めない」と通達を出している。内閣府男女共同参画局によると、生理用品の無償配布を実施している自治体は全国でも増え続けている。県内では府中市が小学校高学年と中学生の女子トイレに生理用品の配布を具体化している。 保健室に行けば、生理用品は準備されているが、「恥ずかしくて言い出せない」、「保健室に行くところを友達に知られたくない、毎月はもらいに行けない」など悩んでいるこどもたちがいることも報告されている。こどもたちが心理的な負担を感じることなく、いつでも利用できる環境を整えることは、大人の責任であると考えます。 広島市においてもトイレに常備するための予算措置によって、更に踏み込んだ支援を行うことを求める。ジェンダー平等施策と、こどもたちの教育機会均等を進めるために、下記事項について陳情する。 記 1 児童・生徒が安心して通学でき、心も身体も健康で衛生的な生

要 旨	活を保障するために、広島市立の小学校高学年、中学校及び高等学校、特別支援学校の各トイレに生理用品を常備すること。 2 広島市立の小学校高学年、中学校及び高等学校、特別支援学校の各トイレに生理用品を常備するための予算措置を行うこと。
----------------	---